

2025 年 10 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

東京都港区虎ノ門一丁目 7 番 12 号
沖電気工業株式会社
代表取締役 社長執行役員 森 孝廣

神奈川県横浜市西区高島一丁目 2 番 5 号
横濱ゲートタワー
エトリア株式会社
代表取締役 中田 克典

沖電気工業株式会社（以下「分割会社」といいます。）及びエトリア株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2025 年 5 月 22 日付けで締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社のプリンターの開発・生産に関する事業（以下「対象事業」といいます。）に関する権利義務の一部を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2025 年 10 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当することから、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当することから、反対株主による株式買取請求が認められていないため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 787 条第 3 項に基づき、新株予約権者に対して通知を行いました。分割会社が発行している新株予約権について、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当するものはないため、同項に従って、分割会社に対して新株予約権の買取請求を行うことのできる新株予約権者はいませんでした。

(4) 会社法 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 8 月 22 日付けの官報及び電子公告において、債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。所定の期間内に債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に従って、承継会社に対して請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

会社法第 797 条の規定に従って、承継会社に対して株式買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 8 月 22 日付けの官報及び日刊工業新聞において、債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。所定の期間内に債権者から異議の申し出はありませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 10 月 1 日をもって、分割会社から、本吸収分割契約の定めに従い、対象事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも 2025 年 10 月 1 日以降速やかに申請する予定です。

6. 上記のほか、本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はございません。

以上